

授業コード	JP44210010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	経済法		
英語科目授業名	Competition Law		
科目ナンバー	JAAPP8908	必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	和久井 理子		
科目の主題	本講義は、経済法の中心を占める独禁法にかかわる諸概念と考え方を理解し、企業らの行う種々の行為がどのような経済的影響をもたらすのか、それがどのように規制されているのか/されるべきかについての知識を得ることを主題とする。		
授業の到達目標	独禁法の基本的構造と概念、問題の所在について基本的知識を得て、シンプルな事例に応用することができる能力を習得することを目標とする。		
授業内容・ 授業計画①	<p>(1) (2) 独禁法とは何か 独禁法の目的、中心的概念およびその射程を、身近な事例をとりあげつつ、検討する。そして、競争制限・阻害行為の予防ないし禁止が社会・経済においていかなる意義を有するかを考察する。ついで、独禁法の構造・主要条文をひととおり学び、条文間の関係についても検討する。</p> <p>(3) (4) (5) 企業結合規制 企業結合概念や市場効果などにかかる規制の要件を確認した後、独禁法を適用するにあたり企業結合に限らず必要となる分析道具である「市場」概念について学ぶ。ついで、水平結合、垂直結合、混合結合の類型ごとに、反競争効果の発生メカニズムと判断の際に考慮すべき諸要因を学んでいく。その後、水平結合・垂直結合における反競争効果の生じ方を学んだ後、具体例を検討する。</p> <p>(6) (7) 不当な取引制限の規制 独禁法3条後段および2条6項の規定を概観したのち、事例を検討しながら規制上の課題について検討し、ついで詳細な文言の検討を行う。いわゆるハードコアカルテルとよばれる価格カルテル・入札談合等の行為と、非ハードコア・カルテルといわれる競争者間の取決めないし共同行為とが規制されていることを学び、それぞれの類型の具体例を検討する。</p> <p>(8) 中間試験・私的独占規制 第7回までの学習内容を踏まえて中間試験を実施する。その後、私的独占規制について、排除(略奪型・ライバル費用引上型)や支配などの基本概念を学んだ後、従来規制例について検討する。事例には、パラマウントベッド事件、ノーディオン事件、東洋製かん事件などがある。</p> <p>(9) 不公正な取引方法の規制： 総論 不公正な取引方法規制の構造と概要、基本概念たる「公正競争阻害性」の内容、3条による規制との関係について検討する。</p> <p>(10) (11) 取引拒絶・差別的取扱い・不当廉売規制 差別的取扱いと不当廉売規制の必要性と、規制がもたらす反競争効果(副作用)および規制を行う上での課題を、事例をとりあげながら検討する。</p> <p>(12) 抱き合わせ規制 抱き合わせ行為の影響ないし弊害を検討し、規制の枠組みを学んだ後に、藤田屋事件、東芝エレベータ事件、マイクロソフト事件の検討を行う。ついで、安全性確保、新商品開発等の正当化に関する問題について検討する。</p> <p>(13) 抱き再販価格維持行為 再販価格維持行為の競争への影響の検討の後、原則違法とされていることの理由を検討し、再販売、拘束、正当な理由などの基本概念および適用例を学習する。</p> <p>(14) 拘束条件付取引 価格制限、地域制限、販売方法の制限、取引先の制限など、種々の拘束について競争への影響及び評価方法を検討する。</p> <p>(15) 期末試験</p> <p>講義の進行状況によっては上記計画を変更する可能性がある。</p>		
事前・事後学習の内容	事前には関連する規定等を読んでおかれると講義内容の理解が容易になると考えられる。事後には、講義で言及した概念等を応用したり、事例を読んだりして知識の定着をはかることが望まれる。		
評価方法	絶対評価 中間試験(1回、第8回目の実施)の成績30%、レポート(1回、締切12月27日)40%、期末試験30%により評価する。レポートの課題と字数等作成方法は11月上旬に指示する。		
受講生へのコメント	特になし		
教材	川浜昇ほか著「ベーシック経済法(第四版)」(有斐閣アルマシリーズ、2014年)を教科書として使用する。公取委ウェブサイト http://www.jftc.go.jp/ (過去の審判決・ガイドライン・相談事例などが掲載されている)上の情報が参考になる。		